

令和8年度 女性デジタル人材育成事業業務
公募型プロポーザル評価会議 評価要領

令和8年2月13日

1 評価方法等

(1) 評価対象

- ア 提案書及び添付書類
- イ プрезентーション

(2) 評価基準

別表「令和8年度 女性デジタル人材育成事業業務 評価基準（以下、「評価基準」という。）」のとおり

(3) 採点方法

ア 評価点

「評価基準」の項目ごとにA～Eの5段階による評価とし、評価点は、各項目に対する配点に係数0.2～1.0を乗じた点数とする。

評価	内容	係数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	標準	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

イ 順位付け

評価会議の構成員は、アの採点結果により優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行う。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行う。

各構成員の順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付ける。

2 委託候補者の決定

各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者（以下、「最高得点者」という。）を委託候補者として選定する。

最高得点者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定する。

ただし、評価の結果、最高得点者の評価点の合計が、出席している構成員の数に60を乗じた値に満たない場合には、委託候補者の選定は行わない。

(別 表)

令和8年度 女性デジタル人材育成事業業務 評価基準

評価項目	評価項目の詳細	評価の着眼点	配点
全体の評価	的確性	仕様書を踏まえ、明確かつ具体的な提案がなされているか。	5
	効率性	事業を効果的かつ効率的に実施するための提案がなされているか。	5
	実現性	目的達成の方法が妥当で、実現性があるか。	5
	独自性	類似事業の履行実績等を踏まえ、創意工夫し、独自性のある提案がなされているか。	5
	(小計)		(20)
運営体制	配置人員	業務内容に対して、適格性を有する人材を配置し、業務を遂行できる組織体制になっているか。	10
	事業計画	業務の実施に係るスケジュールや事業計画が明確に示されているか。	5
	業務実績	類似事業の履行実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果を上げることが見込めるか。	5
	個人情報の取扱い	個人情報の保護・管理が適切になされるか。	5
	(小計)		(25)
個別の業務への評価	訓練計画・実施	企業が求める人材の育成に資する訓練カリキュラム及び女性を対象としたデジタル人材の育成に実効的な訓練の方法や内容が提案されているか。	15
	就職・起業支援	求職者の安定雇用につなげるため、特にデジタル分野の就職・起業に向けた適切な支援が期待できるか。	10
	事業の周知・広報	本事業のターゲットとする女性の求職者に、幅広く周知が行われるような効果的な広報手法が提案されているか。	10
	関係機関等との連携	県及び関係機関が実施する就職・起業支援や人材育成に関する施策との相乗効果が期待できる提案がなされているか。	10
	経済性（費用対効果）	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業の内容や期待される成果等から見て妥当な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であるか。	10
	(小計)		(55)
評価点計			100